北名古屋市監査公表第１４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和元年５月１３日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間
スポーツ課及び会計課
対象期間　平成３０年４月１日から平成３１年２月２８日までの所管事務
実施期間　平成３１年２月１日から平成３１年２月２８日まで

２　監査の概要
所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

３　監査の結果
監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。
スポーツ課及び会計課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜スポーツ課＞
主な所管事務は、スポーツ及びレクリエーション、体育施設、学校施設の開放、社会体育団体、スポーツ推進委員に関する事務である。

⑴　収入事務について

施設使用の減免については、本来収入すべきものを免ずることから慎重に判断し、申請書類等は不備が無いようにすること。

⑵　補助事業について

団体が使用している通信費については、様々な形態があると思われるので、調査のうえ、専用で使用している場合には公平性の観点から団体負担とすること。

⑶　契約事務について

土地買収に掛かる価格決定に係る回議書が作成されていなかった。

意　見

施設使用料の還付について、一定時間の利用に対し使用料を支払うという形態はどこの施設も同じであるが、各施設の条例によって還付の取扱いが異なっている。市民の利便性、利用促進の観点から見直しをしていただきたい。

＜会計課＞

主な所管事務は、支出負担行為の確認、収入及び支出命令の審査、決算、現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、担保金及び寄託金の出納、収入証紙等の売りさばき及び保管、現金及び財産の記録管理、出納員、指定金融機関等に関する事務である。

意　見

支出事務の振込組戻訂正については、数年前と比較すると件数は減少しているものの、確認ミスや入力ミスによるものであることから、防ぐことは可能であると思われる。引き続き各課へ注意喚起し、不用な支出を無くしていただきたい。